

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	岐阜市立看護専門学校
設置者名	岐阜市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
*シラバスの作成過程	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門分野、専門基礎分野のシラバス 教育課程担当責任者を含んだ教育検討委員会にて本校の教育理念、教育目的、教育目標から講義のねらいと目標の案を作成した上で、依頼する講師と相談の上最終的な「ねらい」「達成目標」「成績評価の方法」「具体的な講義内容」を立案し、教務会に提案し決定する。</li> <li>・専門分野Ⅰ・Ⅱならびに統合分野 専門分野の各領域担当者(専任教員)が「ねらい」「達成目標」「成績評価の方法」「具体的な講義内容」の案を作成した上で教務会に提案し決定する。外部講師に依頼する科目や単元については、依頼する講師に案を示し、相談の上最終的な「ねらい」「達成目標」「成績評価の方法」「具体的な講義内容」を立案し、教務会に提案し決定する。</li> </ul>	
*シラバスの公表	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバスは、毎年3月末に次年度分を製本し、入学時に学生に配布し説明する。また、在校生に対しては、年度初めに変更が入った科目の差し替えを行う。</li> <li>・シラバスは、外部者の閲覧を可能としている。</li> <li>・平成31年度までのシラバスには、講師の実務経験をシラバスそのものには記載していなかったが、令和2年度からは明記できている。</li> </ul>	
授業計画書の公表方法	製本あり 閲覧可能
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
岐阜市立看護専門学校学則第4章第19条ならびに岐阜市立看護専門学校学則施行細則第8条、また、授業概要(シラバス)に明示した各科目の評価方法、評価基準に基づき厳選かつ適正に単位授与または履修認定を行っている。	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各科目の各学生の評価点(満点100点)を一覧表(EXCELシート)に入力し総合計点数から科目の平均点ならびにクラスの平均点を割り出し、成績順位や成績分布を明らかにしている。</li> </ul>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する(100点満点で点数化)。公表は閲覧で行う。</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業の認定に関し、岐阜市立看護専門学校学則第5章第21条に明記されている。</li> <li>卒業に関する認定会議については、岐阜市立看護専門学校運営委員会規程第2条に規定されている。</li> </ul>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>岐阜市立看護専門学校学則は学生便覧ならびにホームページにて開示 岐阜市立看護専門学校運営委員会規程は閲覧にて開示</p>